

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
のときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 飼料の試験の結果の概要(畜産課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
- 土地改良事業の認可(四件) (〃)
- 土地改良事業計画の変更の認可(二件) (〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 基本測量の終了(管理課)
- 公有水面の埋立ての免許(港湾課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別
		題 号	表示された発 行所名		
3630	雑誌その他 の刊行物	THEラフジュース	LJ1- 4-K	4-K	テリス出版
3631	"	エッチな遊戯 残像	LB- 1-A	1-A	Do 企画
3632	"	おいしい生尺 キッチン	LA- 1-H	1-H	Do 企画
3633	"	激裂花唇 紅い花	LB- 1-G	1-G	Do 企画
3634	"	本番激写 口内脱漏	LB- 1-H	1-H	Do 企画
3635	"	少女LIP	SL- 4-K	4-K	Do 企画
3636	"	SWEET	ST- 4-K	4-K	Do 企画
3637	"	Spoon vol. 37	SP- 4-K	4-K	Do 企画
3638	"	のけるる股 柔らかい肌	LB- 1-B	1-B	Do 企画

3639	"	HUMMING	HM 4—K	Do 企画
3640	"	Milkey	MK 4—K	Do 企画
3641	"	MESSAGE	ME 4—K	Do 企画
3642	"	ベストビデオ 10月号	雑誌 1797 9—10	三和出版株式会社
3643	"	ザ・ヒット MAGAZINE 10月増刊号 モンローハラス No.4	雑誌 1413 6—10	三和出版株式会社
3644	"	CITY PRESS 11月増刊 オレソジスベシヤル Vol.3	雑誌 04840 -11/15	株式会社東京三世社
3645	"	アップル通信 12月号	雑誌 0155 9—12	三和出版株式会社
3646	"	オレソジ通信 12月号	雑誌 0211 89—12	株式会社東京三世社
3647	"	ギヤルズアクシヨソ 12月号	雑誌 0258 8—12	考友社出版株式会社
3648	"	コスモス通信 12月号	雑誌 1396 8—12	考友社出版株式会社
3649	"	ザ・ヒット MAGAZINE 12月号	雑誌 1413 5—12	三和出版株式会社
3650	"	美少女CLUB 12月号	雑誌 0763 5—12	株式会社サン出版
3651	"	HARDギヤル 3月号	なし	なし
3652	"	ビデオラッシュ 3月号	雑誌 1333 79—3	株式会社浪速書房
3653	"	THEボッキー通信 3月号	なし	三共図書出版社
3654	"	ルソソソ写真 3月号	なし	三共図書出版社

3655	"	ギヤルズストーリー 4月号	なし	三共図書出版社
3656	"	ザ・トップ MAGAZINE 4月号	雑誌 1400 7—4	株式会社大里出版
3657	"	ザ・トップ MAGAZINE 4月号	雑誌 1413 5—4	三和出版株式会社

鳥取県立第三十四回学

飼養の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成二年三月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

栄養成分に関する検査

製造事業者の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										その他 の検査	備 考		
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	消化 率 (%)	DCP (%)			TDN (%)	M E (kcal/kg)
境港市 協同組合境港ハ イ・ミール	境港市昭和町12 番地11 協同組合 境港ハイ・ミール	フイツシュミール	2.2	68.7	8.4		15.2	3.78	2.65								
		くみあい養豚用配合飼料 レグテナイトAマツシユ	2.2	18.6	5.3	1.7	5.2	1.01	0.69		16.5	80.0					
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	境港市外江町37 43の1 山陰くみあい飼 料株式会社	①くみあい養豚用配合飼 料 レグテナイトBマツシユ	2.3	16.7	4.1	2.7	4.0	0.57	0.54		14.2	78.1					
		くみあい配合飼料 レグテナイトAマツシユ	2.3	17.2	4.6	2.0	4.5	0.81	0.62		15.2	79.4					
		②くみあい標準配合飼料 スーパーストAマツシユ	2.3	15.0	3.7	3.9	5.4	0.84	0.69		12.0	72.3					
		くみあい標準配合飼料 レグテナイトAマツシユ	2.2	21.4	4.1	2.9	5.3	0.99	0.69				2950				
		くみあい標準配合飼料 レグテナイトAマツシユ	2.2	18.1	3.7	3.7	5.5	0.95	0.69				2810				
		くみあい配合飼料 レグテナイトAマツシユ	2.3	14.6	3.8	4.0	5.7	1.02	0.76				2720				
		③くみあい配合飼料 フロンテナイト17 冬季用 肉牛用	2.3	17.5	5.9	2.8	11.4	3.61	0.66				2870				
		くみあい配合飼料 肉牛用	2.2	13.2	2.7	4.3	5.2	0.82	0.56		10.5	72.1					
		くみあい配合飼料 子牛育成用 レグテナイトAマツシユ	2.2	17.7	2.7	5.2	6.5	0.98	0.63		15.1	70.0					
		くみあい二種混合飼料 中目	2.2	9.3	3.7	1.8	1.6	0.15	0.32								

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、溝口土地改良区の定款の変更を平成二年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良総合整備事業（一般）松上地区区画整理）を平成二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業小波地区農業用排水）を平成二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平地区区画整理）を平成二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業長慶谷地区農道整備）を平成二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（巻谷）地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項

の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）立石地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
佐治村	団体営農道整備事業刈地地区農道整備	昭和六十一年十月二十七日
"	" 森坪地区 "	昭和六十年三月二十二日
"	単県土地改良事業梨原地区 "	昭和五十六年三月二十日
"	" 津無地区 "	昭和五十五年三月二十二日
"	" 高山地区 "	昭和五十五年三月二十日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業津無地区農業用排水	昭和六十年十二月九日

鳥取県告示第三百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字吉川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づ  
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ  
ったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業地域 米子市、境港市、西伯郡名和町、大山町、淀江町、日吉津

村、岸本町、会見町及び西伯町並びに日野郡溝口町

三 終了年月日 平成二年三月十日

鳥取県告示第三百四十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づ  
き、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定  
により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成二年三月二十二日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二〇〇

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字別所字笠取坂屋敷五〇一―二、五〇一―五、五〇

〇一―三、同町大字別所字太~~坂~~免海道ノ下四九三―七、四九三―六、四

九三―八、四九三―三、四九〇―一、四九〇―三、四八九―六、四八

九一九番地に接する国有地の地先公有水面  
(一) 区域

A地区

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線、⑫の地点から⑬の地点までを順次に通る平成元年秋分の日の満潮位における公有水面と護岸及び防波堤との境界線、⑬の地点から⑭の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑭の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碓港沖防波堤灯台から一七四度四三分一七秒 五三二・九五メートルの地点

②の地点 ①の地点から二一三度二七分三二秒 一三・二八メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二三度二七分三二秒 二・〇六メートルの地点

④の地点 ③の地点から二一三度二七分三二秒 七二・二〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三〇四度四一分〇五秒 六九・五七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二七九度五四分三三秒 一〇・九六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二五二度〇八分四六秒 六・八三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三〇一度二三分一七秒 二五・九九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇九度三一分四三秒 六〇・三三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九二度一五分四八秒 八・一三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四四度五〇分四五秒 五・四七メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二〇五度〇二分〇四秒 一・三九メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二八八度四〇分四六秒 二九・九五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二〇度三七分〇九秒 八・一〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から八度一〇分三三秒 一〇・二七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一七度五二分四九秒 六七・六三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一〇四度〇六分二九秒 〇・八五メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八度一二分五七秒 四二・六四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二二三度二七分三二秒 一一・六五メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二一三度二七分三二秒 四・〇〇メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から一二三度二七分三二秒 二〇一・五〇メートルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から一二三度二七分三二秒 一〇・七二メートルの地点

B地区

次の㉑の地点から㉒の地点までを直線で結んだ線、㉓の地点から㉔の地点までを順次に通る平成元年秋分の日の満潮位における公有水面と護岸との境界線、㉕の地点から㉖の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 赤碓港沖防波堤灯台から一七九度五三分五〇秒 六〇六・

九八メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から一二三度二七分三二秒 二・七〇メートル

の地点

㉓の地点 ㉓の地点から三〇二度一二分一七秒 五五・四五メートル

の地点

㉔の地点 ㉔の地点から二九四度二九分〇〇秒 二五・七二メートル

の地点

㉕の地点 ㉕の地点から七〇度四九分四三秒 五・六三メートルの

地点

㉖の地点 ㉖の地点から九八度三四分一二秒 九・四五メートルの

地点

(三) 面積

二三、九八九・一一平方メートル

A地区 二三、六七四・〇四平方メートル

B地区 三一五・〇七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字別所字笠取坂屋敷五〇一―二、五〇一―五、五〇一―三、同町大字別所字太鼓免海道ノ下四九三―七、四九三―六、四九三―八、四九三―三、四九〇―一、四九〇―三、四八九―六、四八九―九番地に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の㉑の地点から㉒の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉓の地点と㉔の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 赤碓港沖防波堤灯台から一五一度五九分二五秒 四三六・

五一メートルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から一二三度二七分三二秒 三二〇・〇〇メートルの地点

の地点

㉓の地点 ㉓の地点から三〇三度二七分三二秒 二六七・三〇メートルの地点

の地点

㉔の地点 ㉔の地点から一八度二一分一三秒 二〇〇・〇〇メートルの地点

の地点

㉕の地点 ㉕の地点から三度四五分四一秒 一四六・一〇メートル

の地点

(三) 面積

一〇一、八三八・六二平方メートル

五 埋立地の用途

A地区 ふ頭用地、港湾関連用地及び道道用地



B地区 道路用地

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

ばちんこ遊技機	遊技機の種類				製造機者名
	型	式	製造機者名		
	スパイダー		マルホン工業株式会社		
	マリオ				
	マドンナ				
	タイムリー				
	ピンボール				

MONROE 一	株式会社ソフィア
スベースリングニ	京楽産業株式会社
ダービー	
アクティブ	株式会社平和
キングアタッカー	
ダンシングヒーローII	株式会社三共

### 雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条第一項の規定により公示する。

平成二年三月二十七日

財団法人消防試験研究センター理事長 辻 誠 二

- 一 試験の種類
- (1) 乙種第四類危険物取扱者試験
  - (2) 丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 日時

- (1) 丙種危険物取扱者試験 平成二年六月十日(日) 十時十五分から
- (2) 乙種第四類危険物取扱者試験 平成二年六月十日(日) 十三時十五分から

2 場所

- (1) 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉市山根五二九 県立倉吉体育文化会館
- (3) 米子市東福原三六 米子市農業協同組合

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

2 受験願書受付期間

平成二年四月五日(木)から同月二十五日(水)まで(郵送の場合  
は、四月二十五日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

3 受験手数料

乙種第四類危険物取扱者試験にあつては三千四百円、丙種危険物取扱者試験にあつては二千七百円を、所定の方法により納付すること。

四 その他

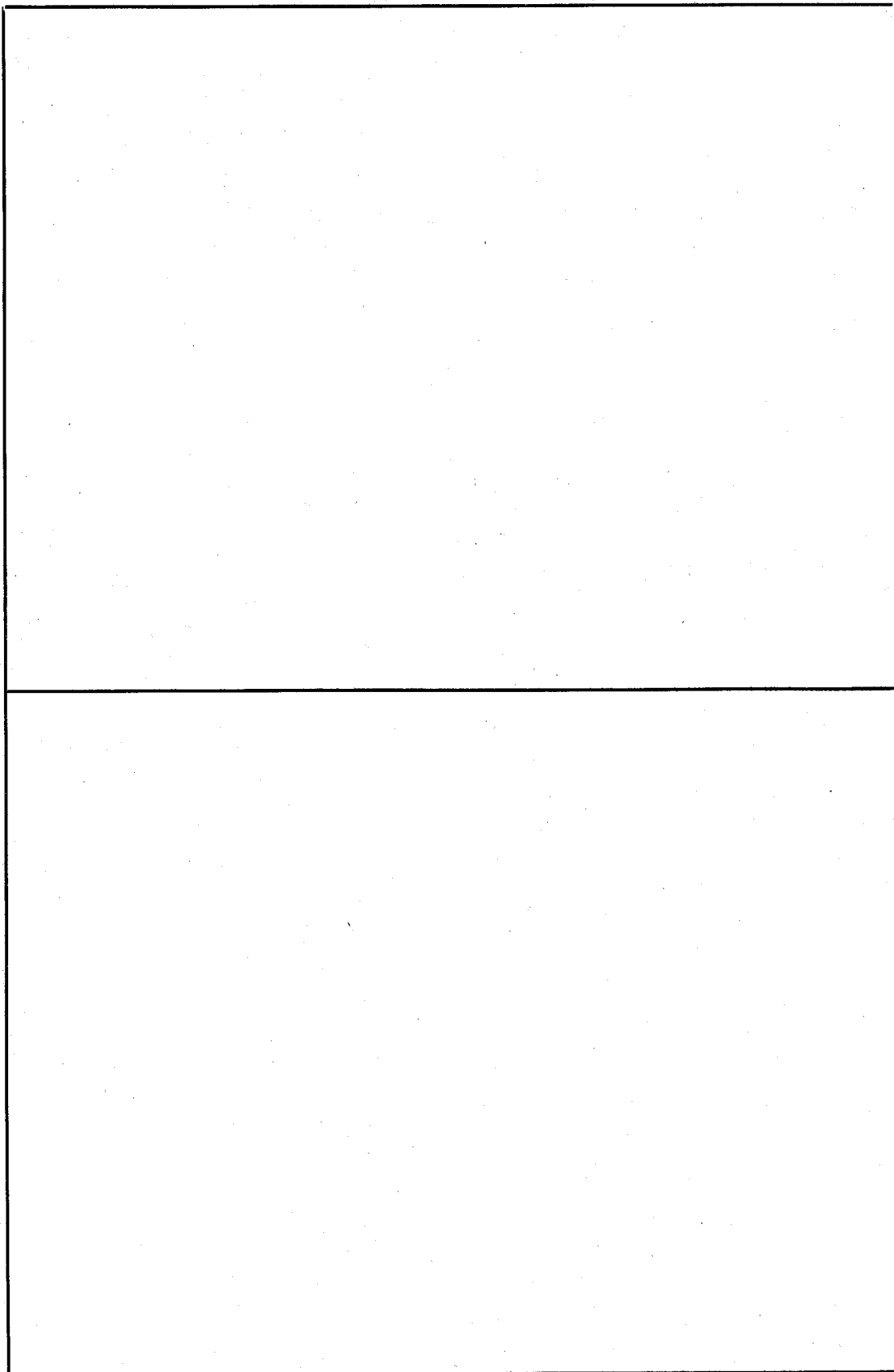
1 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

2 問い合わせ先

〒六八〇 鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県庁第二庁舎八階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部  
(電話) 〇八五七―二六一八三八九



### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成元年度（平成2年4月から平成3年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成2年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

#### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

Ⓜ

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】